

令和6年度 環境中ダイオキシン類
調査測定業務委託仕様書

令和6年4月
島 根 県

1. 業務の目的

ダイオキシン類は、環境中に微量であるが広く存在し、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形成など多岐にわたると言われ、近年、環境汚染に対する懸念が高まっている。そこで、これに起因する健康被害の発生を未然に防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類濃度を調査する。

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 業務の内容

(1) 大気、水域（水質及び底質）、地下水、土壌環境中のダイオキシン類（PCDFs、PCDDs及びコプラナーPCBs）の濃度を測定する。

なお、検体採取、分析、二重測定は、すべて業者委託とする。

(2) 業務の詳細

①別添「令和6年度環境中のダイオキシン類調査測定計画」（以下「調査測定計画」という）のとおり。

(3) 次に掲げる事項に留意の上、業務を行うこと。

《大気に関する調査》

- ① 検体採取については、日程、方法等を事前に廃棄物対策課担当者と打合せを行う。
- ② 検体の採取は、原則として1週間サンプリング手法で各調査地点同一日に行う。
- ③ 検体採取のために必要な機器は、すべて受託業者が準備する。ただし、電源は県が提供する。
- ④ 各調査地点の検体採取時における、1時間ごとの気温、湿度、風向及び風速を測定する。ただし、「調査測定計画」の大気環境調査地点のうち、No.1 から No.6の地点については、県が測定した気象データを提供する。

《水域（水質及び底質）、地下水及び土壌に関する調査》

- ① 検体採取については、日程、方法等を事前に廃棄物対策課担当者と打合せを行う。
※地点によっては船舶が必要になるので、留意のこと。
- ② 検体採取のために必要な機器及び容器は、受託業者が準備する。
- ③ 土壌の検体採取は、原則として表層5cmの土壌について5地点混合方式とする。
- ④ 水質についてはpH、SSを、また底質については強熱減量、含水率を分析する。
- ⑤ 地下水及び土壌に関する調査地点の選定は、島根県で行うこととする。

《精度管理》

- ・ 二重測定は、各媒体の一連の検体採取毎に試料数の10%を行う。

4. 測定方法

次に掲げる告示、マニュアル等に基づき測定を行う。

なお、業務提携契約を締結している業者と共同で測定を実施することも可能である。

項目	告示、マニュアル等
大気	・平成11年環境庁告示第68号 ・有害大気汚染物質モニタリング指針（平成11年環大規第87号） ・ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月）
水質 地下水	・平成11年環境庁告示第68号 ・ダイオキシン類に係る水質調査マニュアル（平成10年環水管第228号、環水規第191号）
底質	・平成14年環境省告示第46号 ・ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月）
土壌	・平成11年環境庁告示第68号 ・土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（令和4年3月）又はダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月）

5. 測定結果の評価

- (1) ダイオキシン類の各異性体濃度を一覧表に整理するとともに、毒性等価濃度に換算し表示する。
- (2) 調査地域におけるダイオキシン類の現状レベルを評価するとともに、発生源との関わりや課題等について考察する。

6. 測定結果報告書の提出

- (1) 規格 A4判、縦型、横書き
- (2) 提出部数 1部（精度管理資料は電子媒体での報告とする。）
- (3) 提出期限 令和7年3月31日
※地下水及び土壌に関する測定結果については、分析終了後、速やかに計量証明書を提出すること。
- (4) 提出先 島根県環境生活部廃棄物対策課
- (5) 報告の内容 測定項目（大気、水域、地下水、土壌）別に環境省が定める「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針(H22.3.31 環境省)」に基づき次の内容について報告する。

《測定内容》

- ① 検体採取日時
- ② 検体採取地点 住所、地点名、機器設置場所、採取位置図 等
- ③ 測定方法 試料採取方法、前処理方法、分析方法、気象データ測定方法 等
- ④ 測定結果の表示方法 毒性等価濃度換算表 等

《測定結果》

- ① ダイオキシン類等の濃度
 - ・毒性等価濃度換算後の数値。大気については、各測定地点の四季ごとの濃度とその平均値。水質については、pH、SS等。底質及び土壌については強熱減量、含水率等。
- ②測定データ詳細
 - ・各異性体別の実測濃度
 - ・サンプル量、定量下限値
 - ・各検体別のクロマトグラム等
- ③気象データ（大気のみ）
 - ・検体採取時の1時間ごとの気象データをまとめた一覧表
 - ・上記一覧表のデータをもとに作成したグラフ等

《測定結果の評価》

- ① 周辺環境からみた評価
- ② 既存資料との比較による評価等

《精度管理》

- ・「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針(H22.3.31 環境省)」に基づき計画書及び報告書を作成する。

《その他の資料》

- ① 検体採取時の現場写真
- ② 土壌調査地点に関する現在及び過去の土地利用状況、ダイオキシン発生源等周辺状況、土地の履歴等
- ③ その他参考となる資料

(6) 電子媒体での報告

《形式》

- ① OS は、マイクロソフト Windows 形式で表示可能なものとする。
- ② 文章についてはワープロソフト（マイクロソフト社 Word）によって、計算表については表計算ソフト（マイクロソフト社 Excel）によって作成されたものとする。
- ③ 格納媒体は CD-ROM（CD-R を含む）とする。
なお、電子媒体には事業年度及び事業名称を収納ケース及び電子媒体に必ず付記すること。
- ④ 環境省作成のダイオキシン類環境測定結果報告システム（マイクロソフト社 Excel）により調査結果を報告すること。（システムは島根県が CD-R により提供する。）